

## 田園ラグビースクール会員規約（2025年2月改訂版）

### <名称>

第1条 本会は田園ラグビースクール（以下、「本スクール」という）と称する。

### <目的・理念>

第2条 本スクールはスポーツを通じて青少年の健康な体と健全な精神育成に寄与することを目的とする。

2 本スクールの理念は以下のとおりとする。

- 一 ラグビーを通じて元気な子供になってほしい。
- 二 ラグビーを好きになってほしい。
- 三 ラグビーを通じてよい友達を作ってほしい。
- 四 ラグビースピリット（チームワーク、ノーサイド、フェアプレイの精神）を身につけてほしい。
- 五 そのうえで、出来れば上手になってほしい。
- 六 その結果としてラグビーの将来を担う選手になってほしい。

### <運営>

第3条 本スクールの運営は、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの会員であるボランティアスタッフが主体となり、入会する生徒の保護者も積極的に運営に協力する。

### <活動内容>

第4条 本スクールは幼児・小学生・中学生を対象にラグビーフットボールの指導をし、練習、対外試合、神奈川県ラグビーフットボール協会主催の大会への参加などを行う。

### <入会資格>

第5条 本スクールに入会する者は、本スクールの目的及び理念を理解した上で、以下の事項を理解し同意したものとする。

- 一 心身ともに健康で、ラグビーのような運動をすることに支障のないこと。
- 二 本スクール活動中に怪我等が発生した場合、本スクールで加入するスポーツ障害保険の範囲を超える費用は生徒または保護者が負担すること。
- 三 本スクール活動で撮影した写真を本スクールのホームページやスクール生募集媒体などの広報媒体にて広報目的で使用する限りにおいて、生徒の容貌が写っている写真を無償で使用することを許諾し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の人格権の行使を行わないこと。

- 四 本スクールの指導方針、参加試合の選定、選手起用など本スクールの活動内容について担当学年コーチに一任すること。
- 五 ブルーシャークス Jr.田園ラグビースクールのロゴの利用は本スクールの了解を得ること。
- 六 本スクール活動に対し生徒もしくは保護者が公序良俗に反する行為や本スクール及び本スクールのボランティアスタッフや他の生徒などの本スクールの関係者の名誉を傷つける行為もしくは本スクールに不利益を及ぼす行為など、本スクールの関係者としてふさわしくない行為（以下、「当該行為」という）を行わないこと、また当該行為をしたと本スクールが判断した場合は当該生徒を本スクールから退会させる場合があること。
- 七 生徒・保護者は本スクールが決める年会費や必要な手数料、諸経費を負担し、本スクールが決めた期日までに納めること。
- 八 神奈川県内の他のラグビースクールに在籍していた経験のある生徒の場合は、本スクールが他のスクールと調整の上、本スクールへの入会を認めるにあたり"スクールでの審議"が必要であることを理解し、入会前に本スクールに申告すること。

#### <個人情報の取り扱い>

第6条 本スクールでは個人情報の取り扱いについて以下に定める

- 一 個人情報取得の目的：名簿作成・参加外部団体への登録、保険加入、練習の連絡等のスクール活動を円滑に行う目的で個人情報を取得する。
- 二 目的外利用：上記の目的以外で個人情報を使用する必要がある場合は本人の同意を得る。
- 三 個人情報の管理：個人情報にアクセスをできる運営スタッフを特定し、法令を遵守して厳重に管理する。
- 四 訂正・開示・削除：原則としてご本人に限り自身の個人情報の開示・訂正・削除を求めることができ、また退会時には速やかに削除する。

#### <執行部>

第7条 本スクールは、以下の役員で構成される執行部で運営する。

- |        |             |
|--------|-------------|
| 一 校長   | 1名          |
| 二 副校長  | 2名以内        |
| 三 統括   | 2名以内        |
| 四 会長   | 1名（必要に応じて）  |
| 五 顧問   | 若干名（必要に応じて） |
| 六 事務局長 | 2名以内        |

2. 校長は本スクールを代表し、指導を含むスクール運営全般を統括する。

3. 次期校長は、校長が会長及び顧問と相談した上で、経験豊富なコーチの中から本スクールの目的・理念を理解し実践できる者を特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会に推薦し、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって選任する。
4. 校長の任期は4年とし、再任は1期のみ（通算8年）とする。
5. 校長は、任期中において職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき、あるいは職務上の義務違反その他校長としてふさわしくない行為があったときは特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって解任することができる。
6. 副校長は、校長を補佐し校長に事故があった場合は、本スクールを代表する。
7. 副校長は、校長がこれを特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会に推薦し、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって選任する。
8. 副校長の任期は1年とし、再任は最長2期2年（通算3年）とする。
9. 統括は、校長、副校長の指示のもと、本スクール全体の日程管理やコーチ活動の取りまとめ、各コーチによるコーチングのサポートを行う。
10. 統括は、校長がこれを特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会に推薦し、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって選任する。
11. 統括の任期は1年とし、再任は最長2期2年（通算3年）とする。
12. 会長及び顧問は、本スクールの運営や指導に対して助言を得ることを目的として置くものであり、ラグビーフットボール協会や代表やプロチーム、長年にわたるスクール運営や指導の経験者等に依頼するものとする。
13. 会長及び顧問は、校長が特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会に推薦を行い、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって選任する。
14. 事務局長は、本スクールの運営に関する会計、事務及び各種行事等を統括し、執行部会議やコーチ会議の運営を行う。事務局長は、事務局全体で会計及び事務・各種行事や各会議の運営を確実に実行するため、事務局の担当者を執行部と相談して任命し、その役割等を定め、協力して事務局の運営を行う。
15. 事務局長の任期は1年とし、再任は最長2期2年（通算3年）とする。
16. 事務局長は、校長がこれを特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会に推薦し、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって選任する。
17. 副校長、統括及び事務局長は、任期中においてその職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき、あるいは職務上の義務違反その他当該地位としてふさわしくない行為があったときは、校長が特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会にその状況と解任理由を説明した上で、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの理事会の議決によって解任することができる。

<執行部会議>

第8条 校長は、定期的に執行部会議を開催して、スクール運営に必要な事項、または後述するコーチ会議から上程された事項に関して協議し、方針を決定し、スクール内に周知を行う。

2. 執行部会議にて協議された事項のうち、スクール運営に関する重要事項については、校長がその重要性を判断した上で、特定営利法人田園ラグビースクールの理事会に上程する。

#### <ヘッドコーチ>

第9条 本スクールは、以下の各学年単位にヘッドコーチを置く。

- 一 幼児
- 二 小学1年
- 三 小学2年
- 四 小学3年
- 五 小学4年
- 六 小学5年
- 七 小学6年
- 八 中学1年
- 九 中学2・3年

2. ヘッドコーチは、各学年担当コーチと連携をとり、主体となって担当学年の指導にあたる。

3. 各ヘッドコーチは執行部が選任する。

4. ヘッドコーチの任期は1年とし、再任は最長2期2年（通算3年）とする。

5. 統括は定期的にヘッドコーチ会議を開催し、運営に必要な伝達事項や指導に関わる事項を全てのヘッドコーチと共有し、各ヘッドコーチから各学年コーチに周知させる。

#### <コーチ会議>

第10条 執行部は、定期的にコーチ会議を開催して、スクール運営に関する事項を伝達すると同時に、スクールでの指導やイベントなどの運営にかかる問題が発生した場合は、これをコーチ会議に諮り、協議・解決する。

#### <コーチ>

第11条 コーチは、本スクールの目的・理念に賛同した特定非営利活動法人田園ラグビースクールの会員が主体を担う。

2. コーチは選手の成長を第一に優先し、勝利至上主義に陥らず、選手やコーチ、関係者に尊敬の気持ちを持ってその役割の遂行に努める。
3. コーチの配置は本人の希望ではなく執行部がコーチ各人のスキル、経験、スクールに所属する子の学年を配慮して決定する。
4. コーチは子が所属する学年の担当は出来ない。例外としては以下の場合とする。
  - 一 コーチの子が幼児から小学2年生の場合
  - 二 コーチの子が中学生の場合は、中学生部門全体の練習には参加が出来る。但し、自分の子の学年の所属チーム（中学2、3年のA、Bチームと1年生のCチームを指す）への関与（チーム編成、選手選考など）は出来ない。
5. 学年ヘッドコーチの要請に基づき、コーチは自分の子がいる学年の指導のサポートが出来る。

#### <保護者ヘッド>

第12条 本スクールは、以下の各学年単位に保護者ヘッドを置く。

- 一 幼児
  - 二 小学1年
  - 三 小学2年
  - 四 小学3年
  - 五 小学4年
  - 六 小学5年
  - 七 小学6年
  - 八 中学1年
  - 九 中学2・3年
2. 保護者ヘッドは、各学年担当ヘッドコーチ及び学年コーチと連携をとり、担当学年の運営のサポートにあたる。
  3. 保護者ヘッドは、選手が主体的に活動できるように、原則運営を学年コーチと選手に委ね、選手の自主性を損なわないように努める。
  4. 各保護者ヘッドは各学年保護者間での互選とし、任期は1年とする。

#### <部会>

第13条 本スクールは、以下の部会を設置し、スクールの運営の円滑化を図る。また執行部は必要に応じて部会の新設・解散を行う。

- 競技部会、事業部会、レフリー部会、コーチ部会、広報部会、安全部会、女子部会、FC部会、ジュニア部会
2. 各部会員の選任は執行部が行う。
  3. 各部会員の任期は1年として、再任を妨げない。

<退会>

第14条 本スクールに入会した者（以下「本スクール会員」という）は、以下の場合には本スクールを退会する。

- 一 本スクール会員が自らの意思で退会する場合
- 二 本スクール会員が、本規約第5条6号、NPO 法人田園ラグビースクール倫理規程第4条各号に抵触する行為を行ったことに関して、本スクールが当該本スクール会員を退会させる決定を行った場合

<事業年度>

第15条 本スクールの事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

<規約の改定>

第16条 本規約の改廃は、特定非営利活動法人田園ラグビースクールの総会での議決による